

倉敷市耐震改修促進計画 [概要版]

平成28年3月

倉敷市

はじめに

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

「倉敷市耐震改修促進計画」(以下「本計画」といいます。)は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」といいます。)に基づき、平成20年3月に策定しました。また、建築物の耐震化を強力に推進していくことが不可欠であることから、既存建築物の耐震化を緊急に促進するため、平成25年11月施行で耐震改修促進法が改正され、これに伴い、本計画も平成28年3月に改正しました。

本計画は、国や県が掲げる耐震化率の目標並びに市内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。

本市では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等の必要な施策を講じ、もって耐震化の促進を図ることとします。

(2) 計画期間

計画期間は国の基本方針及び「岡山県耐震改修促進計画」に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

(3) 耐震化を図る建築物

市内にある昭和56年5月31日以前に着工された次の建築物について重点的に耐震化を図ります。

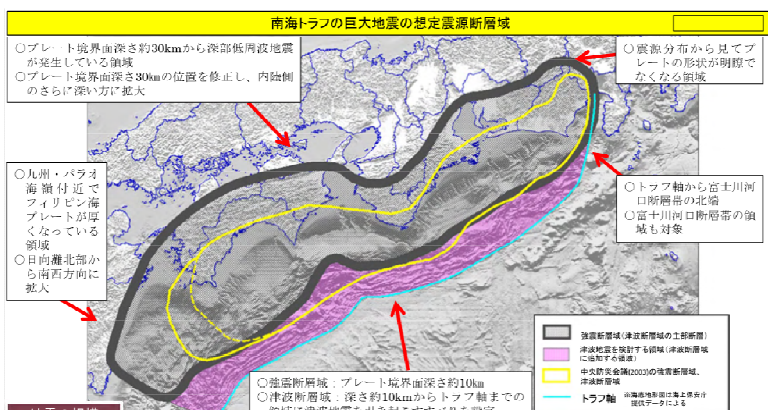
- ア 住宅
- イ 特定建築物(耐震改修促進法第14条第1号から第3号)
- ウ 防災拠点となる公共建築物
- エ 要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条第1項)
- オ 要安全確認計画記載建築物(耐震改修促進法第7条)

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模

(1) 南海トラフ巨大地震

● 想定震源断層域

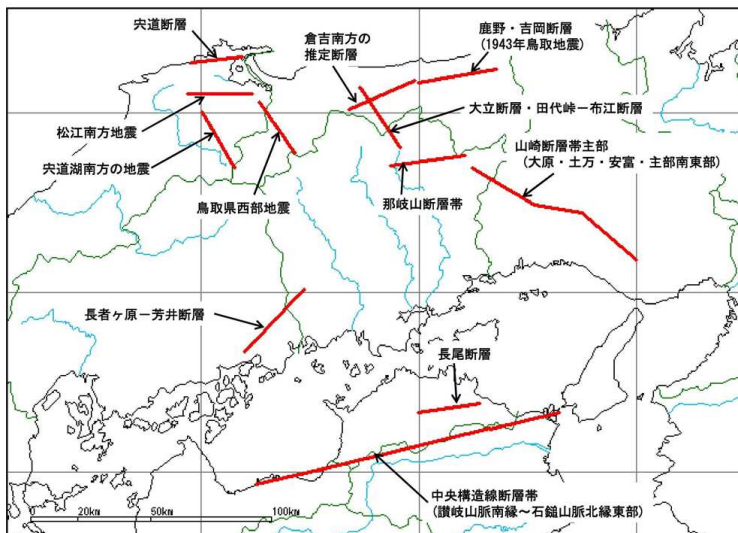


震度	岡山市(北区を除く), 倉敷市 , 笠岡市
震度	岡山市(北区), 玉野市, 井原市, 総社市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 浅口市, 和気町, 早島町, 里庄町, 矢掛町
震度	津山市, 高梁市, 新見市, 真庭市, 美作市, 勝央町, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町
震度	新庄村, 鏡野町, 奈義町, 西粟倉村

地震の規模	南海トラフの巨大地震		参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 7/11中部地震	中央防災会議(2009) 震源断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約16万km ² (約90km×約200km)	約18万km ² (約120km×約160km)	約9万km ² (約40km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード M _w	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al. 2005) [9.0 (資料年表)]	8.7 (Pardo et al. in press) [8.8 (資料年表)]	8.7

(2) 断層型地震

● 断層の位置

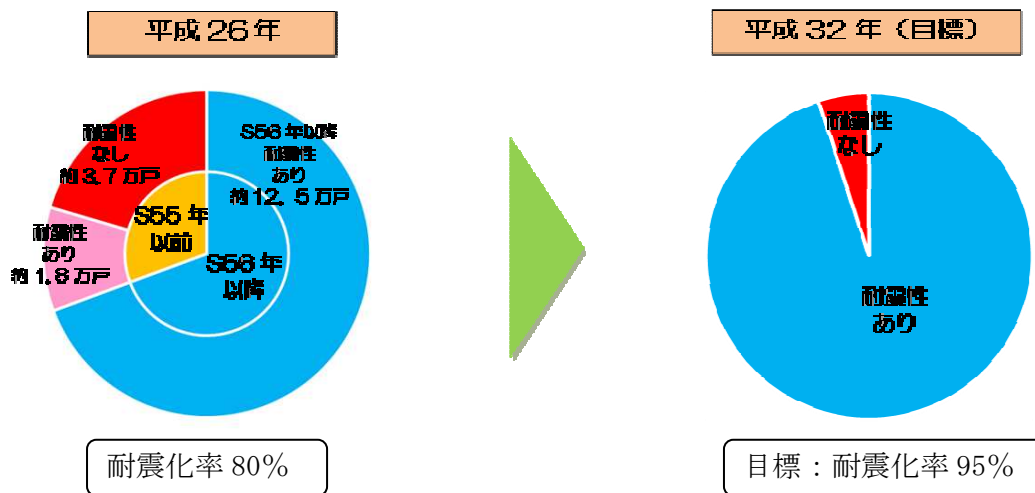


断層名	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層
マグニチュード	8.0	7.4
発生確率	ほぼ0~0.3%	0.09%
県内最大震度	6弱	6強
震度6弱以上の市町村 (赤字は震度6強)	岡山市 倉敷市 笠岡市	岡山市 倉敷市 笠岡市 井原市 浅口市 早島町 里庄町

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

区分	当初の耐震化率 (平成19年度末)	現状の耐震化率 (平成26年度末)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
住宅	72%	80%	95%



※住宅土地統計調査を用いて、国の推計方法に準じて推計

(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

区 分			当初の耐震化率 (平成19年度末)	現状の耐震化率 (平成26年度末)	目標の耐震化率 (平成32年度末)
多数の者が利用する建築物	区分1	災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	88%	91%	95%
	区分2	被災時に、避難者及び傷病者の救済活動など救助活動の拠点となる建築物	47%	76%	95%
	区分3	不特定多数の者が利用する建築物	70%	83%	95%
	区分4	その他の建築物	39%	82%	95%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物			48%	73%	95%

3 市が所有する建築物の耐震化への取り組み

本市が所有する建築物については、上記の耐震化率の目標達成に向け、計画的に耐震化に取り組みます。また、区分1に該当する本市が所有する建築物については、上記にかかわらず、平成32年度末『耐震化率100%』を目指し、計画的に耐震化に取り組みます。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

本市では、このような所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度や耐震化を行いやすい環境整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこととします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、本市では啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等の活用を図りながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

3 耐震改修の実施を促すための環境整備

- (1) 専門技術者の紹介体制の整備
- (2) 講習会等による普及啓発

4 安価な耐震化工法・耐震シェルター等設置・部分耐震改修の普及

- (1) 低コスト耐震化工法の普及
- (2) 耐震シェルター・防災ベッドの設置・木造住宅部分耐震改修の普及

5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

- (1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

建築物の耐震化だけでなく、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損対策、天井の落下防止対策、エレベーター及びエスカレーターの安全対策、給湯設備等の転倒防止等の必要性が指摘されています。このため建築物の所有者等に防災点検実施の啓発をするとともに必要に応じて改善指導等を行います。

- (2) 地震発生後の対応

岡山県等と連携して、地震発生後の住宅・建築物の安全性を確保するための必要な体制等の整備を行います。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び3号の規定では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、『通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項』について、都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に記載することができ、また市町村は、同法第6条第3項第1号及び2号の規定により、市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

現段階では、「岡山県耐震改修促進計画」において、倉敷市内の区間における耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づく、通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項の記載はありませんが、本市としては今後も岡山県と協議を行いながら、「岡山県耐震改修促進計画」に記載され次第、速やかに本計画への記載を検討し、当該道路沿道の建築物の耐震化を図ります。

7 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、「岡山県耐震改修促進計画」に記載する地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「岡山県耐震改修促進計画」に定める期限までに本市に報告しなければならないこととなっております。本市では、指導・助言等を適切に行い、当該建築物の耐震化を促進します。

8 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を関係機関・部署と連携してすすめます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取り組みや啓発事業を積極的に推進します。

- 1 防災マップ
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 5 町内会等の取り組みの推進
- 6 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

第4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等の実施

1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

所管行政庁である本市は、次に掲げる建築物の区分に応じ、所有者に対して適切に指導等を行います。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物
- (2) 指示対象建築物（耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物）
- (3) 指導・助言対象建築物（耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）及び法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物）

2 建築基準法に基づく勧告又は命令の実施

耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告又は命令の実施を行います。

3 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

- (1) 計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）
- (2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定（耐震改修促進法第22条第2項）
- (3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（耐震改修促進法第25条第2項）

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体等との連携
- 2 計画の進行管理
- 3 国・県との連携